

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

企業会計と法人税法上における上場株式の評価損の計上事由の相違について

《内容》

企業会計では、時価のある株式について、時価が50%以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、評価損の計上が強制されますが、一方、法人税では、上場株式について、期末の時価が帳簿価額の50%相当額を下回り、かつ、近い将来その時価の回復が見込まれない場合に、評価損の計上が認められています。

このように、株式の評価損に関する取扱いは、企業会計と法人税とでやや違っているように思われます。そのため、企業会計で評価損を計上しても、法人税では認められず、申告加算をしなければならない場合も少なくありません。

基本的に両者の取扱いは同一であると考えていますが、どうでしょうか。

『答』

企業会計と法人税の取扱いの間には、実務上さほどの違いはないと考えられ、基本的には両者の取扱いは同じと考えられます。

ただ、時価の回復可能性がないという合理的な反証を全く準備することなく、時価の50%以上の下落があったことのみをもって、評価損を計上するのは問題と思われ、時価の回復可能性の検討の経緯等を用意しておく必要があります。

(解説)

- 1 企業会計では、時価のある有価証券について、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理をしなければなりません。この場合、有価証券の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合が「著しく下落した」ときに該当します。そして、50%以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みがあるとは認められないとして、減損処理を行う必要があります。(金融商品会計基準20, 同実務指針91)。
- 2 一方、法人税においても、上場株式の期末時価が著しく低下した場合に評価損の計上ができます(法33②, 法令68①ニイ)。ここで「著しく低下」した場合とは、期末時価が帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれない場合をいいます(法基通9-1-7)。

3 このように、上場株式の時価の著しい下落基準である50%というのは、企業会計、法人税とも同じです。しかし、50%以上下落した場合の時価の回復可能性の判断基準については、企業会計は合理的な反証の有無、法人税は近い将来の回復見込みの有無が基準になっています。

もっとも、これは企業会計と法人税の目的、立場の相違によるものと考えられます。

4 法人税の時価の回復可能性の判断においては、形式的な基準はなく、実質的な判断を行う必要があると考えられます。しかし、その判断は将来の株価を予測するものですから、事実上、極めて困難な問題になります。そのため、法人自身が株式の取得の経緯や株価の推移、市場環境の動向、発行会社の業況等の推移、今後の見通しなど事情をよく把握していると考えられますから、特段の事情がない限り、法人の判断が尊重されるべきでしょう。

ただ、ご質問にあるように企業会計で評価損を計上しても、法人税では認められず、申告加算をしなければならぬ場合も少なくないということは、時価の回復可能性がないという合理的な反証を全く準備することなく、時価の50%以上の下落があったことのみをもって、評価損を計上するケースが多いからと見受けられますので、時価の回復可能性の検討の経緯等を用意しておく必要があります。

このような意味では、企業会計と法人税の取扱いの間には、実務上さほどの違いはなく、基本的には両者の取扱いは同じであると考えられます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。